

東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例附則第七項の規定による届出に関する規則

平成一四年一二月六日  
規則第二七八号

改正 令和三年三月一六日 規則第二五号

東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成十四年東京都条例第二百二十七号）附則第七項の規定による届出は、既定計画変更届（別記様式）により行わなければならない。

附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例附則第七項の規定による届出に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都知事 殿	年 月 日
氏 名 住 所	【法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】
既定計画変更届	
東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成一四年東京都条例第27号）附則第七項の規定により、次のとおり届け出ます。	

  

既定計画の名称	
対象計画に相当する変更後の既定計画の種別	個別計画（種類）・広域複合開発計画
内 容 等	【計画の概要 変更箇所 変更内容 変更理由等】
連絡先	（電話番号）  ）